

京都市教育委員会辞令の交付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年2月8日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第9号

京都市教育委員会辞令の交付に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会辞令の交付に関する規則の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「交付」を「交付等」に改める。

第3条の見出しを「(事務職員等への辞令の交付)」に改める。

第4条の見出しを「(学校職員への辞令の交付)」に改め、同条第1項中「、転任」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(通知等)

第4条の2 京都市職員の分限に関する条例附則第7項後段に規定する通知は、文書の交付により行うものとする。ただし、教育長が文書の交付によらないことを適当と認める場合には、他の適当な方法をもって文書の交付に代えることができる。

2 前2条の規定にかかわらず、京都市職員の分限に関する条例附則第7項の規定の適用を受けない者に係る同項前段に規定する降給に相当する場合における辞令の交付等については、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)